

○財務省告示第三百三十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十三年九月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十三年十月六日

財務大臣 安住 淳

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百八回）
- 二 発行の根拠 平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十号）第二條第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第六十二條第一項
- 三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非
- 四 発行方法

五

方募

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

ハ ロ

六

イ 発

入 価 行 争 非 者 特 国 札 非
札 格 行 入 価 ・ 別 債 発 競
発 競 札 格 第 参 市 行 争
行 争 額 発 競 I 加 場 入

非 下 額 市 札 格 競
価 一 を 場 で 競 争
格 国 定 特 あ 争 入
競 債 め 別 つ 入 札
争 市 る 参 て 札 発
入 場 も 加 、 と 行
札 特 の 者 財 同 一
発 別 に ご 務 時 とい
行 参 よ と 大 に いう
一 加 る に 臣 が わ
と 者 発 に 行 募 各 れ 及
う 第 一 行 限 国 債 入 価

込 募 各 割 各 当 も 各
み 限 国 り 申 て の 申
の 度 債 当 込 る か 込
応 募 の 場 る の 。 そ の う
額 範 特 。 応 ち
を 囲 別 募 額 募 額 募
割 内 参 額 を 案 分 に よ り
り に お 者 案 分 に よ り
当 て い と 各 の 申
る 。 各 の 申

三 て 基 法 九 面 行 第 公 う 円 額
千 は づ 律 十 金 し 二 債 の 平
七 ` き 第 五 額 た 条 の 成
百 額 発 六 万 で 利 第 発 平
五 面 行 十 円 二 付 一 行 成
万 金 し 二 ` 兆 国 項 の 二
円 額 た 条 特 九 債 の 特 十
で 利 第 別 百 に 規 例 の 三
三 付 一 会 九 つ 定 に 関 度
千 国 項 の 計 億 い に 基 す る お
百 に 規 関 千 は づ ` き 法 け
二 つ 定 す 二 ` 額 発 律 る
億 い に 百 額 発 律 る

十 十		九 八		七		ハ		ロ	
イ 一		振 額 最		イ 払		ハ		ロ	
入 札 発 行 格 格	価 格 競 争 日	振 替 単 位	低 額 面 金	行 争 非 者 特 国 札 非 入 札 入 札 入 札 入 札 入	行 争 非 者 特 国 札 非 入 札 入 札 入 札 入	行 争 非 者 特 国 札 非 入 札 入 札 入 札 入	行 争 非 者 特 国 札 非 入 札 入 札 入 札 入	行 争 非 者 特 国 札 非 入 札 入 札 入 札 入	行 争 非 者 特 国 札 非 入 札 入 札 入 札 入
格 十 二 銭 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価	額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	平 成 二 十 三 年 九 月 十 五 日	す る 。 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 規 定 に よ る 振 替 口 座 金 簿	五 万 円	二 兆 四 百 九 十 四 億 六 千 二 百 三 十 九 万 八 千 五 百 五 十 五 円	二 兆 四 百 九 十 四 億 六 千 二 百 三 十 九 万 八 千 五 百 五 十 五 円	二 兆 四 百 九 十 四 億 六 千 二 百 三 十 九 万 八 千 五 百 五 十 五 円	二 兆 四 百 九 十 四 億 六 千 二 百 三 十 九 万 八 千 五 百 五 十 五 円

口

十三二

十四

十五十六十七十八十九

非競争入札及び
札発行情況
び国債市場
加者特別参
I 非価格第
競争入札
発行
利率
初期
利子

第二期
以後
第二期
の
利子

償還期限
償還金額
元金支額
払場所
入札参加
者
払込
期日

額面金額
十二銭八厘
につき
九十九円九

年〇・一パーセント
平成二十四年三月十五日
平成二十四年三月十五日
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う。以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月十五日及び九月十五日
を支払う。前六月間に属する
て、その日以、前六月間に属する
利子を支払う。

平成二十五年九月十五日
額面金額
日本銀行
日
財務大臣から通知を受けた者
平成二十三年九月十五日